

①疑義照会について

No.	Q	A
1-1	医事課・薬剤部への問い合わせが可能な時間帯	医事課：平日 8:30～17:00 薬剤部：通常 8:30～18:30（緊急時は時間外も対応可）
1-2	電話での疑義照会	原則として FAX を使用して下さい。緊急の場合など、やむを得ず電話連絡が必要な場合は、事後に必ず FAX を送信して下さい。口頭での対応は食い違いの危険性もありますので、ご協力をお願い致します。
1-3	疑義照会 FAX 後の電話連絡の必要性	平日の時間内（8:30～17:00）は電話連絡不要です。時間外(休日・夜間など)は電話連絡して下さい。
1-4	疑義照会後に返答を催促するタイミング	疑義の返答はできるだけ急いで対応しますが、10～15分以上要する場合は一旦お知らせします。
1-5		

②処方内容・内規について

No.	Q	A
2-1	錠剤 A (5mg) 0.5T ⇒ 錠剤 A (2.5mg) 1T への変更の可否	不可。処方せんの規格通り (5mg) 0.5T でお願ひします。
2-2	軟膏 A (5g) 10g ⇒ 軟膏 A (10g) 10g への変更の可否	処方せんの規格通りでお願ひします。
2-3	メーカー予包剤の変更の可否	不可。処方せんの規格通りでお願ひします。
2-4	漢方薬の服用時間について	添付文書の記載の用法（食前 30 分または食後 2 時間に服用）が望ましいが、医師が「食後」と指示していれば「食後」で説明しています。
2-5	患者様のコンプライアンスを考慮しての服用時間の変更	処方せんの用法通りにお願ひします。必要な場合は、疑義照会を行って下さい。
2-6	適応外使用について	適応外使用はしないよう指導しています。診療科で説明が異なる場合の服薬指導についてはお知らせします。常用量から外れる処方には、「大量投与」「少量投与」のコメントを入力するよう医師に指導しています。
2-7	倍量処方について	倍量処方は禁止しています。
2-8	調剤方法の変更の可否	◆ 錠剤の「一包化」「半錠に割る」は医師の指示です。変更にあたって医師の治療方針を確認する必要がある場合もありますので、事前に疑義照会をして下さい。薬の安定性などで一包化が好ましくない場合は当院の内規に従ってお願いします。 また、変更した場合は次回処方のためにオーダ修正を

		<p>おこないますので FAX で連絡をお願いします。</p> <p>当院内規と異なる場合は服用（使用）間違いが起こらないよう、患者様に十分な説明を行って下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 水薬・散薬は細菌汚染や過誤防止、安定性の問題も踏まえ、当院の内規に従って調剤をお願いします。 ◆ 調剤方法の変更により、患者様の料金負担が増える場合も、患者様へ説明し、了解の上で行ってください。
2-9	自費処方発行の有無	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自由診療は院外処方の対象です。処方せんの保険番号欄に「自由診療」と表示されます。 ◆ 保険の有効期限切れなどの自費の場合は、保険番号欄は空白となります。
2-10	保険診療と自由診療の処方せん内の混在	処方せんを区別して発行します。
2-11	薬袋の作成方法について	薬局の基準でも構いませんが、調剤方法の違いにより、患者様に不安を与えたり、服用間違いが起こらないようにして下さい。患者様に十分説明をおこなって下さい。
2-12	劇薬・抗癌剤・粉碎時などの散剤で、薬包紙を用いた薬の区別の必要性	特に分包紙の色を変えたり、印をつける必要はありません。但し、散剤の分包が複数あり、色や性状が類似している場合は、患者様が区別できるように分包紙に線を引くなど工夫して下さい。また、患者様への説明を必ず、おこなって下さい。
2-13	一包化から除外している薬の理由	服薬時に注意を促すため、他剤とのコンタミネーション防止、安定性など。通常一包化しない薬を含めて一包化する場合には、コメントが入力されています。
2-14	一包化する場合、半錠を別包とする理由	『半錠を含める一包化』と『別包にしてホチキス止め』を比較し、当院での業務効率・待ち時間を検討した結果です。身体的理由などにより半錠を含めて一包化する場合は、コメントが入力されています。
2-15	一包化で別包とする指示がある処方を、患者同意の上で他の薬と共に一包化して良いか	医師の治療方針により別包としている場合もあるため、問い合わせして下さい。薬の安定性による場合もありますので、薬局で責任持って管理して下さい。変更となった場合には患者様へ説明して下さい。次回処方のために入力を修正しますので薬剤部へ FAX をお願いします。
2-16		
③服薬指導について		

No.	Q	A
3-1	精神疾患患者への服薬指導について	精神科領域の薬について、作用・副作用の説明はコンプライアンスや治療に影響する場合があります。当院では医師の説明に委ねています。指導文書は、内規に基づき一般的な説明内容を載せています。
3-2	抗癌剤の服薬指導について	処方せんでは告知の有無はわかりません。院外処方せんにより薬品名が患者様に伝わるので、未告知患者は院内処方とするよう指導しています。まずは“医師からどのように説明を受けているか”を患者様に尋ねてから対応して下さい。不明の場合は問い合わせして下さい。現在、患者様にお渡ししている薬剤情報提供文書「あなたのお薬」にはヒートシールなどに表示されている名称を記載しています。作用の説明には『治療のための大切なお薬』と記載しています。
3-3	抗ウイルス薬の作用の表現について	『ウイルスを殺すお薬』と表現しています。なお、HIVの患者様は院外処方の対象外としています。
3-4	薬剤情報提供の副作用の表現に、各県各地域で統一された表現を用いて良いか	当院で特別な表現を用いているものはありませんので、一般的な表現を使っただいて構いません。
3-5		

④備品について

No.	Q	A
4-1	遮光袋の請求先	丸東 マルトリ 産業
4-2	チャック袋の性状	無色透明（日用品店などで市販されているものと同様）
4-3	当院での水薬容器代	無料（容器回収はおこなっていません）
4-4	当院での軟膏容器代	『混合』の指示ひとつにつき一律 50 円（院内感染防止のため容器の回収や再利用はおこなっていません）
4-5		

⑤その他

No.	Q	A
5-1	休日の処方について	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日曜・休日は院外処方せん発行されません。土曜は休日体制ですが、院外処方発行可能としています。 ◆ 大型連休や年末年始前は、通常は長期投与が認められない薬剤の長期投与を認めている期間があります。院内で事前に通達し、該当期間中に長期投与とする場合は処方せんの備考欄にコメントが入力されています。

5-2	薬紛失時に再受診・再交付となる場合、薬局からの要請の必要性について	薬局と患者様との話し合い後、処方せんの再交付が必要となった場合、当院でも状況の把握が必要ですので薬局から連絡をお願いします。患者様から直接、当院に薬紛失の連絡があった場合、まず薬を受けとった薬局に相談するよう伝えます。
5-3	各患者の処方内容について、薬局への事前通知	かかりつけ薬局の事前登録をした患者様については、患者様の了承のもと処方内容を薬局へお知らせします。稀少薬品や特殊処方、特殊調剤の処方について、事前に応需可能かお尋ねする場合があります。
5-4	将来、一般名処方に移行する可能性	現時点で計画はありません。
5-5	後発品への代替調剤について	薬事委員会で検討中です。
5-6	新規採用薬情報	ホームページまたは薬剤師会にて確認して下さい。
5-7	医薬品集の購入	管理課にて学外の方は3,480円（第15版）で購入できます。
5-8	使用済み注射針の廃棄について	当院で交付したものについては薬剤部窓口横の回収ボックスで回収しています。
5-9		

Q & A

2007.3 現在